

# 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 16 条第 1 項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令

平成 21 年 5 月 18 日農林水産省令第 32 号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）に規定する農林水産大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第 11 条第 1 項の規定による報告の徴収
- 二 法第 12 条第 1 項の規定による立入検査等

---

## 附則

この省令は、法の施行の日（平成 21 年 6 月 1 日）から施行する。